

エルタックス eLTAX



イメージキャラクター エルレンジャー

eLTAX (エルタックス) とは…

地方税の申告や申請・届出、納税などの手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。

甲斐市では、eLTAX(エルタックス)を利用し、個人住民税(給与支払報告書等・特別徴収関連手続)・法人市民税(申告・届出)・固定資産税(償却資産の申告・届出)・電子納税などの手続きがご利用いただけます。

eLTAXの特徴

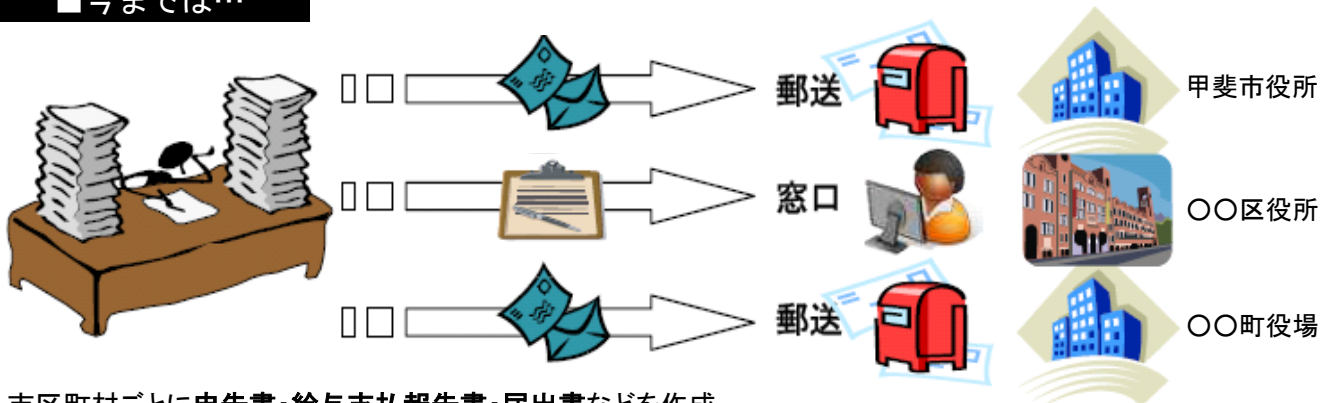
▶ eLTAXのサービスは無料でご利用いただけます

パソコン環境やインターネット接続環境、必要に応じて電子証明書などを事前に準備していただくことにより、自宅やオフィスから手続きを行うことができます。(これらの準備には費用がかかる場合があります。また、通信料等は利用者負担です。)

▶ 提出先の市区町村が複数ある場合でもまとめてデータ送信が可能です

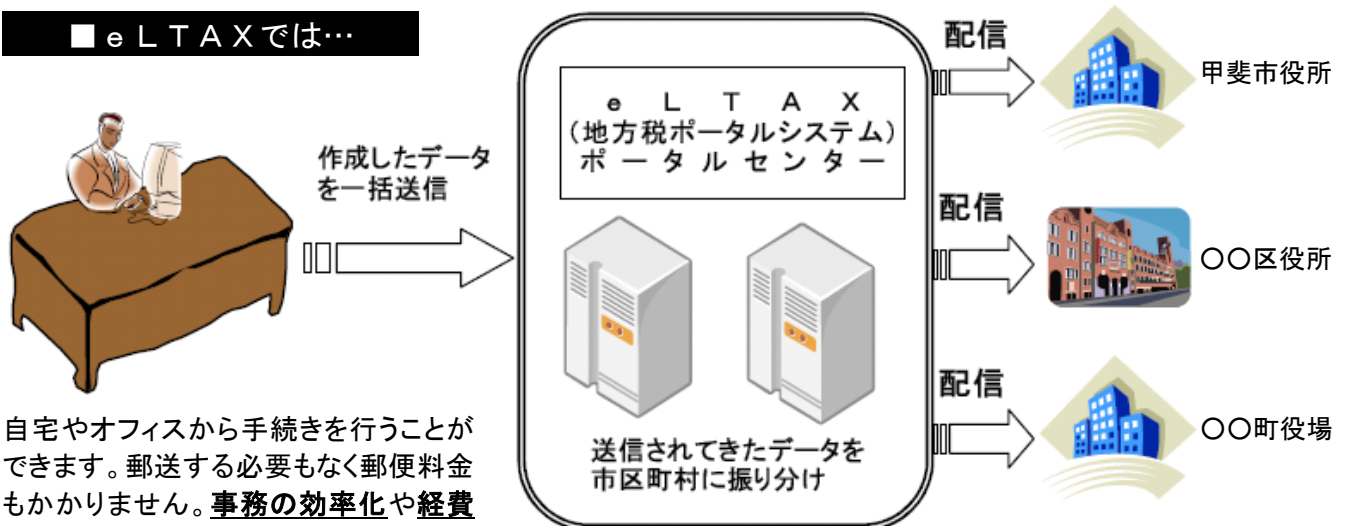
これまで郵送等により申告・届出などを提出する場合、提出先の市区町村ごとに仕分けを行う必要がありましたが、eLTAXでは複数の市区町村をまとめてデータ送信するだけで一度に手続きを行うことができます。

■今までは…



市区町村ごとに申告書・給与支払報告書・届出書などを作成。
それぞれの市区町村に郵送または持参。

■eLTAXでは…



自宅やオフィスから手続きを行うことができます。郵送する必要もなく郵便料金もかかりません。**事務の効率化や経費の削減**につながります。

甲斐市でご利用できる手続き

税目	ご利用できる手続き		
	申告関係	申請・届出関係	電子納税
個人住民税 (特別徴収)	給与支払報告書(総括表・個人別明細書)の提出等	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出、特別徴収給与所得者異動届出、特別徴収への切替申請	利用可
法人市民税	確定申告・中間申告・修正申告等	法人設立届、設置届、異動届	利用可
固定資産税 (償却資産)	償却資産の申告・種類別明細書等	—	—

※固定資産税(償却資産)について、電子納税はご利用できません。

利用時間

月曜日～金曜日 8:30～24:00

※土・日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は除きます。

毎月最終土曜日及び翌日の日曜日はご利用いただけません。

また、繁忙期は利用時間が異なりますので、詳しくは下記ホームページをご覧ください。

利用開始のための手続き(届出)

eLTAXのサービスを利用するには、**所定の手続き(利用届出)**が必要です。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

eLTAX(地方税ポータルシステム) ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp>

■電話によるお問い合わせ

☎ 0570-081459 (ハイシンコク)

上記の電話番号でつながらない場合は ☎ 03-5521-0019

■受付日: 月曜日～金曜日 ※土・日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は除きます。

■受付時間: 9:00～17:00

簡単・便利な eLTAX をぜひご利用ください

甲斐市役所 市民部 税務課・収納課

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原2610

申告・届出については… TEL 055-278-1663 (税務課直通)

電子納税については… TEL 055-278-1680 (収納課直通)